

**令和
2年度**

住民税(特別区民税・都民税)の 主な改正点について



ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度の健全な発展に向け、見直しが行われました。

この見直しにより、総務大臣が一定の基準に適合するとして指定する都道府県・市区町村に対する寄附金をふるさと納税制度の対象とすることになりました。

これに伴い、総務大臣から指定を受けていない都道府県・市区町村に対して、令和元年6月1日以降に寄附を支出した場

合、寄附金税額控除の特例控除は適用されません。また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用も受けられません。

ふるさと納税の対象として総務大臣から指定を受けている都道府県・市区町村については、「ふるさと納税ポータルサイト(総務省)」

<https://www.soumu.go.jp> をご覧ください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。ふるさと納税先の自治体が、1年間(1月1日~12月31日)で5自治体までであれば、この制度を活用できます。「ふるさと納税ワンストップ特例制

度」の申請を行った後も、確定申告、住民税の申告を行うことができます。

ただし、確定申告、住民税の申告を行うと、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」への申請がすべて無効になりますので、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請を行った寄附金分も含めて、申告を行ってください。

住宅ローン控除の拡充

令和元年10月1日~令和2年12月31日に、消費税率10%が適用される住宅に居住した人については、所得税の住宅ローン控除期間を現行の10年間から13年間へ3年間延長することとされました。

延長された3年間については、消費税率2%引き上げ分の負担に着目し、控除額に上限が設けられています。

今回の措置により延長された控除期間において、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額については、現行の制度と同じ控除限度額の範囲内で、特別区民税・都民税の税額から控除されます。

問い合わせ

税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~8

事業者等特別徴収義務者向け電子納税が令和元年10月からスタートしました

企業等の特別徴収義務者は、個人住民税を従業員の毎月の給料から天引きにより徴収し、翌月10日までに従業員が納税すべき各地方公共団体へ納付しなければなりません。

令和元年10月から、インターネットを利用した地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、一括で各地方公共団体に納税することができるようになりました。

詳しくは、eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2586

特別区民税・都民税(住民税)の試算および申告書の作成ができるようになりました

給与や年金の源泉徴収票等を基に、収入や控除等の状況を入力することで、特別区民税・都民税を試算し、申告書を作成することができるようになりました。

作成した特別区民税・都民税の申告書は印刷し、所定の添付書類を添えて、直接または郵送で区へ提出することで、申告を済ませる

ことができます。

※分離課税所得(土地・建物・株式等の譲渡、上場株式等の配当等、先物取引)のある人は、税額の試算についてはご利用いただけませんが、特別区民税・都民税申告書は別途提出が必要になりますので、お問い合わせください。

あなたの住民税がいくらになるか試算できます

港区ホームページの「特別区民税・都民税の試算と申告書作成」または次の二次元コードからご利用いただけます。

スマートフォンで二次元コードを読み取ると、ご自身の住民税がいくらになるか試算できます。



問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~8



知って納得 住民税

区では、区民の誰もが心豊かに安全に安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、さまざまな事業を行っています。これらの費用は、皆さんが納める税金によって賄われています。

住民税(特別区民税・都民税)の概要

住民税とは

住民税には、個人にかかる「個人住民税」と法人にかかる「法人住民税」があります。個人住民税は区で賦課し、徴収しています。法人住民税は都税事務所で賦課し、徴収しています。

個人住民税は、地方自治体が行う事業の費用を住民がそれぞれの負担能力に応じて分担する地方税です。所得税(国税)とは異なり、住民税は地域社会の会費のようなものとして、より多くの人に負担を求める仕組みになっています。

住民税の構成

個人住民税は、「特別区民税」と「都民税」からなり、それぞれに「均等割」と「所得割」があります。この均等割と所得割の額を合計したものが1年間の税額(年税額)になります。

均等割 区内に住所のある人や、区内に住所がなくても事務所・事業所・家屋敷のある人が、一律に負担する税金です。

※特別区民税は3500円、都民税は1500円です。

所得割 前の年の所得に応じて計算された税額です。

特別区民税の税率は6パーセント、都民税の税率は4パーセントです。所得の種類によって税率が異なる場合があります。

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、臨時的な税制上の措置として、平成26～令和5年度は、特別区民税および都民税の均等割額をそれぞれ年額500円引き上げています。

住民税を納める人(納税義務者)

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で、前年の1～12月の所得に対して課税されます。

納税義務者	均等割	所得割
港区に住所がある人	○	○
港区に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷がある人	○	-

住民税がかからない人

所得割も均等割もかからない人(住民税非課税)

- (1) 令和2年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) 令和2年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下の人
- (3) 前年中の合計所得金額が次の金額以下の人

●扶養親族、同一生計配偶者等がない人 35万円

●扶養親族、同一生計配偶者がある人

35万円×(同一生計配偶者と扶養親族(年少扶養含む)の人数+1)+21万円

所得割がかからない人(所得割非課税)

前年中の総所得金額等が次の金額以下の人

●扶養親族、同一生計配偶者等がない人 35万円

●扶養親族等がある人

35万円×(同一生計配偶者と扶養親族(年少扶養含む)の人数+1)+32万円

税金のかからない給与収入の限度額

給与所得者(パート等含む)の人で、1年間の給与収入の合計が103万円までの場合、所得税はかからず、100万円までの場合は住民税もかかりません。※一部例外があります。

給与収入等(年収)	本人に税金がかかるかどうか		扶養に入ることができるか
	住民税	所得税	
100万円以下	かからない	かからない	できる
100万円超～103万円以下	かかる	かからない	できる
103万円超	かかる	かかる	できない

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2593～8、2600～8

申告から納税までの流れ

普通徴収(個人で納める方法)

自営業の人や、住民税を給与や年金から天引きされない人には、住民税の「納税通知書」と「納付書」を6月上旬に区役所(税務課)からご自宅へ郵送します。

1 所得税の確定申告 2月17日～3月16日に申告

1 住民税の申告 3月16日までに申告(確定申告をした人は必要ありません)

2 納税通知書・納付書 6月上旬に本人宛てに発送

3 納付(納付書・口座振替等) (第1～4期)

令和2年度の納期限(年4回)

第1期 令和2年6月30日(火) 第3期 令和2年11月2日(月)
第2期 令和2年8月31日(月) 第4期 令和3年2月1日(月)

給与からの特別徴収(給与天引きで納める方法)

給与から天引きされる人には、住民税の「税額通知書」を5月中旬に区役所(税務課)から勤務先へ郵送します。勤務先から「税額通知書」を受け取ります。

1 所得税の確定申告 給与以外の所得がある等、確定申告をする必要がある人や、医療費控除等で確定申告をすると所得税が還付される人が行います。

1 給与支払報告書 1月31日までに提出

2 税額通知書 5月中旬に勤務先に発送

5 納入 各月分を翌月10日までに納入 ※地方税ポータルシステムを通じて、納税することも可能です

公的年金等からの特別徴収(年金天引きで納める方法)

一定の要件に該当する年金受給者については、公的年金等から住民税が天引きされます。住民税の「納税通知書」を、6月上旬に区役所(税務課)からご自宅へ郵送します。

公的年金等の支払者(日本年金機構等)

1 公的年金等支払報告書

2 税額を通知

3 納入

2 納税通知書

年金受給者

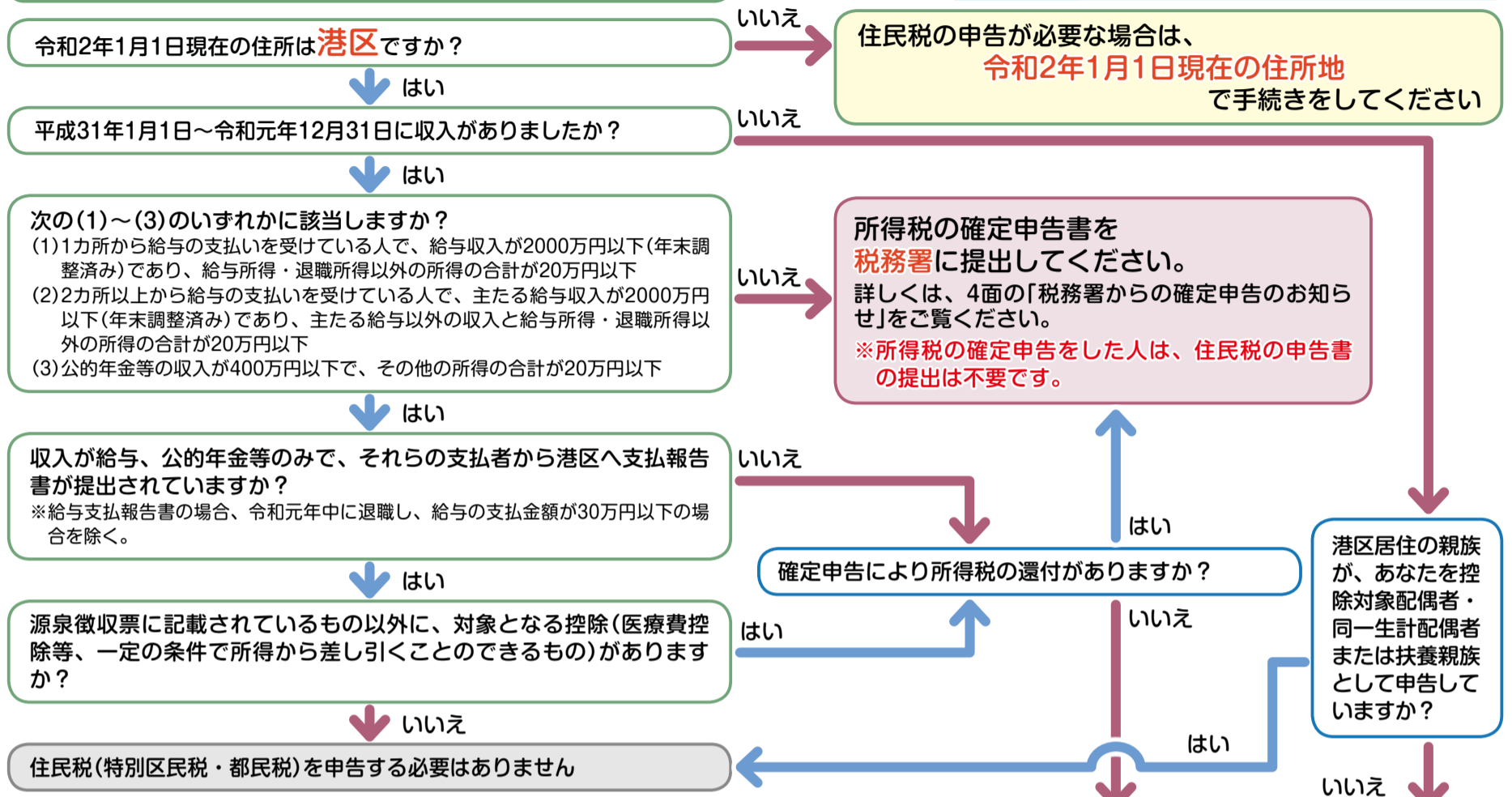
税の申告はお早めに

住民税(特別区民税・都民税)の申告書の提出期限は**3月16日(月)**です

住民税は、区が税額を計算し、これを皆さんに通知して納税していただくことになっています。このため、区が適正な課税を行うには、皆さんから正しく所得の申告をしていただくことが必要です。

ご自身に必要な申告について確認しましょう

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~8



こんな場合はどうするの？申告のQ&A

- Q ふるさと納税をしたのですが、申告の方法は？**
A 確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄附先が5自治体以内である等、一定の条件下であれば確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられます(ワンストップ特例)。ただし、控除を受けるためには、寄附をするごとに寄附先に「申告特例申請書」を提出しておく必要があります。
※確定申告をする人は、申告書第二表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」に、寄附額を必ず明記してください。
- Q 平成31年3月に会社を退職し、その後3カ所でアルバイトをしていました。医療費がかかったので所得税の還付を受けたいのですが、どのように申告すればいいのでしょうか？**
A 税の申告は、1~12月の1年間の収入が対象になります。アルバイト先を含めて全ての勤務先の「給与所得の源泉徴収票」を用意し、医療費の明細書とともに、税務署に所得税の確定申告をしてください。
※所得税の確定申告をした人は、住民税の申告は不要です。
- Q 収入がなくても住民税の申告書を提出するのですか？**
A 収入がない人も、住民税の申告書第2面「③収入がなかった人の記入欄」に必要事項を明記して、申告してください。
※住民税の課税状況は、国民健康保険料や介護保険料の計算、児童扶養手当等各種手当の審査の際に使用します。申告書の提出がないと、保険料が高く算定されることがあります。

住民税(特別区民税・都民税)の申告書を区役所または総合支所に提出してください

住民税の申告が必要と思われる人には、申告書を区役所から2月3日(月)に郵送します。申告書に必要事項を明記し、必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送するか、次の提出先に提出してください。令和元年中に転入した人には、申告書を郵送していません。申告書が必要な人は、次の窓口で2月3日(月)から配布します。
※記入方法について詳しくは、申告書に同封する「申告の手びき」をご覧ください。

申告書用紙配布・提出先

〒105-8511 芝公園1-5-25 港区役所2階 税務課課税係

各総合支所 区民課窓口サービス係

芝地区	〒105-8511	芝公園1-5-25	☎3578-3141
麻布地区	〒106-8515	六本木5-16-45	☎5114-8821
赤坂地区	〒107-8516	赤坂4-18-13	☎5413-7012
高輪地区	〒108-8581	高輪1-16-25	☎5421-7612
芝浦港南地区	〒105-8516	芝浦1-16-1	☎6400-0021
台場分室	〒135-0091	台場1-5-1	☎5500-2351

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等にかかる住民税の課税方式のお知らせ

上場株式等の配当所得や特定口座の源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の譲渡所得については、所得税と特別区民税・都民税があらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているため、申告は不要です。ただし、所得控除や税額控除の適用を受ける場合や、上場株式の譲渡損失の損益通算・繰越控除の適用を受ける場合には、申告が必要となります。

なお、申告不要とされている配当所得や譲渡所得を申告した場合、これらの所得は「合計所得金額」に含まれることとなり、配偶者控除や扶養控除の適用、また、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定等に影響が及ぶ可能性があります。申告不要とされている配当所得や譲渡所得を申告するかしないかは、総合的にご判断ください。

申告期限
 所得税と特別区民税・都民税で異なる課税方式(源泉分離課税(申告不要)、総合課税または申告分離課税)を選択する場合は、納税通知書(特別徴収の税額決定通知書を含む)が送達される時までに、確定申告書とは別に特別区民税・都民税申告書を提出してください。送達後には、課税方式を変更することはできませんので、ご注意ください。

問い合わせ
 税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~8



国税庁e-Taxキャラクター
「イータ君」

税務署からの確定申告のお知らせ

～所得税・贈与税の申告書の提出期限・納期限は3月16日(月)です～

【計算方法】1年間(1月1日～12月31日)に生じた所得の金額または贈与を受けた財産の価額の合計額について計算します。

e-Taxの利用手続きがより便利になりました

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない人は…

ID・パスワード方式

用意するもの

ID・パスワード方式に対応した

①ID(利用者識別番号)

②パスワード(暗証番号)

- IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望する人は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でのみ利用できます。
- ※マイナンバーカードおよびICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。



ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年1月からマイナンバーカードとICカードリーダライタを使って、自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになりました。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取った人は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えを確認してください。
- 平成31年1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知(e-Taxでの申告履歴)や税務署からのお知らせ等を確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりましたので、ご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします(国税庁では、マイナンバーカードとICカードリーダライタを利用して行う「マイナンバーカード方式」を推奨しています)。



ID・パスワード
が目印



いつでもどこでも スマートフォン で申告

1 スマートフォンで見やすい専用画面

令和2年1月から、2カ所以上の給与所得がある人、年金収入や副業等の雑所得がある人等、スマートフォン専用画面をご利用いただける人の範囲が広がります。

2 e-Taxで手続き完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの人は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない人も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

タブレット端末等をご使用の人は、二次元コードを読み取ると、国税庁確定申告書作成コーナーにアクセスできます。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分以降、所得税、地方消費税、贈与税の申告書には、税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

①マイナンバーカード

②通知カード等

- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。
- ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。



医療費控除の領収書は提出不要です

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。
 - ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です)。
- (注) 平成29年分～令和元年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。



確定申告の相談日程

表1 税理士による無料申告相談

期間	会場	所在地	受付時間
1月30・31日(木・金)	白金台いきいきプラザ 集会室B	白金台4-8-5	
2月4・5日(火・水)	芝浦港南区民センター 第1・2集会室	芝浦4-13-1	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分
2月6・7日(木・金) 2月12・13日(水・木)	高輪区民センター 集会室	高輪1-16-25	
2月3日(月)～2月14日(金) ※土・日曜、祝日を除く。	麻布税務署 別館会議室	西麻布3-3-5	午前9時15分～午後4時

表2 申告書作成会場

開設期間	会場	所在地	時間
2月17日(月)～ 3月16日(月) ※土・日曜、祝日を除く。(注)	芝税務署 5階会議室	芝5-8-1	受け付け 午前8時30分～午後4時 (提出は午後5時まで) 相談 午前9時15分～午後5時
	麻布税務署 別館会議室	西麻布3-3-5	

(注)ただし、2月24日(月・振)および3月1日(日)は、東京国税局1階において相談・受け付けを行います。

会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく午後3時までにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

- 小規模納税者の所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物および株式等の譲渡所得のある場合を除く)。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
 - 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類および身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- なお、医療費控除を受ける場合は、あらかじめ医療費の明細書を作成してお持ちください。

国税庁 検索



詳しくは、国税庁
ホームページを
ご覧ください

問い合わせ

芝税務署 〒108-8401 芝5-8-1 ☎3455-0551
麻布税務署 〒106-8630 西麻布3-3-5 ☎3403-0591
東京国税局税務相談室(英語対応のみ) ☎3821-9070

都税事務所からの お知らせ ～個人事業税の 申告について～

個人で事業を営んでいる人は、3月16日(月)までに、前年中の事業の所得等を、都税事務所に申告することになっています。ただし、所得税や特別区民税・都民税の申告をした人は、個人事業税の申告の必要はありません。この場合には、それぞれ

の申告書の「事業税に関する事項」に必要事項を明記してください。

なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をしなければなりません。

問い合わせ

東京都港都税事務所個人事業税班
〒106-8560 麻布台3-5-6
☎5549-3805(直通)

軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(種別割)とは

軽自動車税(種別割)とは、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車(オートバイ)、軽三輪、軽四輪以上等の軽自動車に対する税金です。毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納付時期

区役所から送付される納税通知書で、納期限までに納付してください(軽自動車税(種別割)の納期は、原則として毎年5月中です)。

軽自動車税(種別割)の減免

身体障害者手帳や、愛の手帳をお持ちの人等(同一生計者を含む)は、軽自動車税(種別割)の減免が受けられる場合があります。詳しくは、税務課税務係にお問い合わせください。

なお、減免は普通自動車・軽自動車等合わせて1台のみです。



軽自動車等を所有しなくなったら

廃車・譲渡・盗難・出国等により登録した軽自動車等を所有しなくなった場合は、3月末日までに廃車手続きが必要です。手続きが遅れると、令和2年度も課税されることがありますので注意してください。

手続き場所

排気量125ccまでの原動機付自転車、小型特殊自動車

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区は相談担当)・台場分室

☎欄外参照

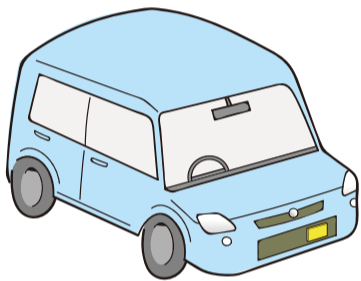
排気量125ccを超える二輪車
東京運輸支局(品川区東大井1-12-17) ☎050-5540-2030

排気量660ccまでの軽三輪・軽四輪車

軽自動車検査協会(港南3-3-7) ☎050-3816-3100

問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2589~91



特別区たばこ税

特別区たばこ税は、製造たばこの製造者や卸売販売業者等が区内の小売店に売り渡したたばこの本数に基づき、申告および納税するものです。

たばこの販売価格には、特別区たばこ税をはじめ、さまざまな税金が含まれており、納税自体は卸売販売業者等が行いますが、実際に税金を負担しているのは、たばこを購入している消費者です。

平成30年度における港区の特別区たばこ税収入は約57億円で、特別区税収入全体の約7.3パーセントを占めています(グラフのとおり)。

グラフ 特別区税収入に占める特別区たばこ税収入の割合



税率

平成30年度地方税法改正により、たばこ税の税率の引き上げが行われました。特別区たばこ税の税率は表のとおりです。

表 紙巻たばこ1000本あたりの特別区たばこ税の税率

期間	紙巻たばこ(1000本あたり)
令和元年10月1日~令和2年9月30日	5692円
令和2年10月1日~令和3年9月30日	6122円
令和3年10月1日以降	6552円

※地方税法の改正により、新たに「加熱式たばこ」の区分が設けられました。「加熱式たばこ」の税率については、「重量」を基に紙巻たばこの本数に換算されていましたが、平成30年10月1日以降、「重量」と「価格」を基に換算する方法に、5年間かけて段階的に移行しています。

問い合わせ

税務課税務係

☎3578-2589~91

課税(非課税)・納税証明書の請求について

課税証明書は、住民税の課税額、前年の所得および扶養の状況等が記載され、非課税証明書は課税額が無いことを証明するものです。納税証明書は課税証明書の内容に加えて納税額を証明しています。

請求には3つの方法があります。

窓口申請

必要なもの

本人	●印鑑 ●本人確認できるもの※
代理人	●印鑑(代理人のもの) ●代理人の本人確認できるもの※ ●委任状(本人が署名押印したもの)

※官公署発行の運転免許証、健康保険証、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等で顔写真付きのものは1点、それ以外は2点提示してください。

交付手数料

1通300円

(使用目的により無料になる場合があります)

発行できる場所

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)、台場分室

☎欄外参照

郵送申請(本人による申請のみ)

必要なもの

- (1)申請書(港区ホームページからダウンロードもできます)
- (2)使用目的により有料の場合は1通300円の定額小為替
- (3)返信用封筒
- (4)本人確認できるものの写し※

コンビニ交付

必要なもの

個人番号カード(マイナンバーカード)または住民基本台帳カード(事前に利用登録したもの)

各カードについて詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室は除く)にお問い合わせください。☎欄外参照

交付手数料

1通200円(使用目的により無料交付できるものでも有料扱いになります)

利用時間

午前6時30分~午後11時
(年末年始、メンテナンス時を除く)

問い合わせ

税務課税務係

☎3578-2589~91

税務関係民間団体のご紹介

区内の税務関係民間団体は、正しい税知識の普及および納税意識の高揚を目的として、区や税務署等と連携し、団体相互に緊密な協調を図るとともに、地域社会の健全な発展に寄与する各種の社会貢献活動を行っています。

主な活動

- 税に関する広報活動、各種研修会の開催

- 記帳活動
- 税理士による無料相談
- 租税教室の開催
- 税に関する作品(作文、標語、絵はがき)コンクールの開催
- ボランティア活動(バザー売上金の寄附)等

問い合わせ

税務課税務係

☎3578-2586~88



構成団体	団体名
納連	芝納税貯蓄組合連合会
	麻布納税貯蓄組合連合会
青申会	(社)芝青色申告会
	(社)麻布青色申告会
法人会	(公社)芝法人会
	(公社)麻布法人会
間税会	芝間税会
	麻布間税会
小売酒販	芝酒類商連合会
	東京小売酒販組合麻布赤坂支部
	東京税理士会芝支部
税理士会	東京税理士会麻布支部

納税インフォメーション

口座振替のご案内

住民税の納税は、口座からの自動引き落としが便利です

●銀行やコンビニでの納付手続きが不要になります。

●「ついうっかり」の納付忘れがなくなります。

手続き方法

- (1) 申込書をご準備ください。申込書は、税務課、各総合支所・区民課で配布しています。また、税務課税務係にご連絡をいただければ郵送します。
- (2) 通帳を確認しながら口座情報等の必要事項を明記し、銀行届出印を押印してください。
- (3) 申込書を金融機関の窓口に出してください。
金融機関が口座内容や届出印等の審査・承認を行い、承

認された申込書が区役所へ送付されて、登録が完了します。

※金融機関の審査から、区役所に送付されるまでに約1か月かかります。令和2年度の第1期から引き落としを希望する場合は、令和2年4月末日までに手続きをお願いします。

便利な納税方法のご案内

「コンビニ納付」24時間365日いつでも

- (1) 現金と納付書を持ってコンビニへ
 - (2) レジでお支払い
 - (3) 領収書とレシートの受け取り
- 「モバイルレジ」スマートフォンいつでもどこでも

モバイルレジとは、スマートフォンのアプリを利用して、モバイルバンキング(インターネットバ

ンキング)やクレジットカードを利用して納税する方法です。

- (1) アプリを起動してカメラで納付書のバーコードを読み取り(初回のみアプリのダウンロードが必要です)
- (2) 納付方法を選択してお支払い



モバイルレジアプリは二次元コードからダウンロードできます。

- ※コンビニ納付・モバイルレジともに、納付金額が30万円以下の住民税(普通徴収)と軽自動車税(種別割)で利用が可能です。
- ※モバイルレジでモバイルバンキング納付を利用する場合は、事前に金融機関でのモバイルバンキングの利用手続きが必要です。
- ※モバイルレジでクレジット納付を利用する場合は、利用額の段

階ごとに手数料がかかります(モバイルバンキング納付の場合は、手数料はかかりません)。

※フィーチャーフォン(従来型携帯電話)のモバイルレジアプリは、令和2年4月にサービスを終了する予定です。ご注意ください。

納税管理人の届け出について

区内に住所等を持たなくなった人(特に海外へ転出される場合等)は、住民税の納税義務を果たすために納税管理人を定めて、申告または申請する義務があります。海外転出する場合は、税務課税務係へお問い合わせください。

問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586~91

納税相談はお早めに

さまざまな事情により、住民税や軽自動車税等を納期限までに納付することが困難な場合には、納税相談を受け付けています。

一定の条件を満たしている場合には、分割納付や徴収猶予(原則1年以内)の対象となることがあります。

納税が遅れると延滞金がかかります

納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて高い利率の延滞金が課せられます。

令和2年の年率換算

- 納期限の翌日から1か月を経過

する日まで:2.6パーセント

- 納期限の翌日から1か月を経過した日以後:8.9パーセント

※国内の金利情勢により毎年変動します。

滞納者に対する徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期限を超えても未納が続く滞納者に対しては、債権(預貯金・生命保険・給与等)や、自動車・不動産等財産の差し押さえを行っています。

差し押さえた財産は、原則として、滞納している税金や延滞金に充当します。

徴収猶予

次の理由により住民税を納付することができないときは、税務課納税促進係に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

- 財産について、災害を受け、または盗難にあったとき。
- 納税者またはその生計を同一にする親族が病気を患った、または負傷したとき。
- 事業を廃止、または休止したとき。
- 事業について著しい損失を受けたとき。等

換価の猶予

納税について誠実な意思を有する人が、住民税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある等、一定の要件に該当する場合は、1年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価の猶予が認められることがあります。手続きについては、納入が困難である金額、受けようとする期間や担保等が必要となる場合があります。詳しくは、税務課納税促進係にご相談ください。

問い合わせ

税務課納税促進係・滞納整理担当

☎3578-2618~2621・2626~2633

港区版ふるさと納税制度

皆さんの思いを込めて、港区を応援してください

ふるさと納税とは、自治体に寄付をすることで所得税や住民税の控除を受けることができる制度です。

港区版ふるさと納税は、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」という、ふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付金の使い道を選び、区の取り組みを応援する制度です。

「港区版ふるさと納税」によって地域の担い手の一員となって、港区が魅力あふれるまちであり続けるための応援をお願いします。

「港区版ふるさと納税」は寄付金の活用方法を選ぶことができます

次の事業の中から、寄付金の活用先を選ぶことができます。

令和元年度寄付充当先事業

- (1) すべての子どもに居場所と学びの環境を整える
- (2) 台場の水質改善に向けた取組
- (3) MINATOシティハーフマラソン
- (4) 運河に架かる橋のライトアップ
- (5) 区政全般を応援

※寄付充当先事業は今後変更する場合があります。

寄付の方法

窓口での申し込み

各総合支所管理課管理係または台場分室の窓口でお申し込みください。

インターネット申し込み(クレジットカード決済による納付)

港区ホームページ「港区への寄付のご案内」、または「ふるさとチョイス(港区)」からお申し込みください。

納付書による申し込み

電話またはファックスで、各総合支所管理課管理係にご連絡ください。寄付申込書と納付書を郵送します。

問い合わせ

- 港区版ふるさと納税制度全般について
企画課企画担当 ☎3578-2573
- 税額控除について
税務課課税係 ☎3578-2605
- 窓口・納付書による申し込みについて
各総合支所管理課管理係 ☎欄外参照